

電送取扱区分	積長	迦木	丙木	十三	所岡
	上下	川沿	沿治	矢比	立丙
	真	中	由	代	
	三	井	田	市民	SC

# 戸籍証明書等の交付請求書

令和 年 月 日

大館市長 様

窓口に来られた方 ※氏名を自署した場合は押印不要	住所	電話番号 ( )		
	フリガナ	明治・大正・昭和・平成		
請求者からみた関係	氏名	生年月日 年 月 日		
	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 直系尊属(父母, 祖父母等) <input type="checkbox"/> 直系卑属(子, 孫等) <input type="checkbox"/> その他( )			
請求者(使う方) ※窓口に来られた方が請求者本人の場合は、記載不要	住所	電話番号 ( )		
	フリガナ	明治・大正・昭和・平成		
どなたの戸籍等が必要ですか (必要な戸籍等の表示)	本籍	<input type="checkbox"/> 請求者の住所と同じ <input type="checkbox"/> 窓口に来られた方の住所と同じ 大館市		
	筆頭者の氏名	<input type="checkbox"/> 請求者本人 抄本(個人)等の場合、必要な方の氏名 <input type="checkbox"/> 請求者本人		
請求者からみた関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 直系尊属(父母, 祖父母等) <input type="checkbox"/> 直系卑属(子, 孫等) <input type="checkbox"/> その他( )			
請求の理由	※請求者本人以外が請求する場合には、請求の理由を記載してください。			
	<input type="checkbox"/> 権利行使・義務履行のため <input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関に提出するため <input type="checkbox"/> その他(相続・年金請求等)	請求理由の記載について (1) 権利行使・義務履行のために請求する場合 権利・義務の発生原因、内容と戸籍証明書等を必要とする理由を記載してください。 (2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合 提出先の機関・団体名及びその理由を記載してください。 (3) その他の理由で請求する場合 戸籍証明書等の利用目的、方法とその理由を記載してください。		
(何が何通必要ですか)	戸籍	全部事項証明書(謄本) 450円 通	附票	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 個人 200円 通
		個人事項証明書(抄本) 450円 通		[ 記載の必要な住所 ]
	除籍	全部事項証明書(謄本) 750円 通	死亡診断書の写し ( 月 日届出) ( 月 日死亡) 350円 通	
		個人事項証明書(抄本) 750円 通	[ 請求理由 ]	
	原戸籍	謄本 (昭和・平成) 750円 通	身分証明書 ※ 代理人請求の場合、委任状等が必要です。 200円 通	
		抄本 (昭和・平成) 750円 通	届書受理証明書 (婚姻・出生・届) ( 年 月 日届出) 350円 通	
備考	その他( ) 円 通			

※本人確認を実施しておりますので、窓口に来られた方の本人確認資料をご提示ください。

## 請求に当たっての注意事項

- 資料の提供について  
理由が明らかでない場合には、資料の提供を求められることがあります。
- 戸籍個人事項証明書、戸籍一部事項証明書について  
戸籍に記載されている方のうち、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の戸籍個人事項証明書を、戸籍記載事項のうち、一部事項の証明で足りる場合には、戸籍一部事項証明書をご利用ください。
- 権限確認書類について  
窓口に来られた方が、請求者の代理人又は使者(必要な戸籍に記載されている方の配偶者及び直系血族を除く。)である場合には、代理権限又は使者の権限を証明する書類(委任状等)が必要です。
- 押印の要否について  
交付請求書には、窓口に来られた方の署名又は記名押印が必要です。  
(自署した場合は押印不要)
- 罰則  
偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。

## 委任状

上記の請求を、代理人(使者)

に委任(依頼)いたします。

令和 年 月 日

委任者 住所

氏名

印

処理欄	手数料 円	本人確認資料			受付	発行	交付
		<input type="checkbox"/> 運転免許証・個人番号カード・パスポート( )	<input type="checkbox"/> 健康保険証(国保・健保・共済・組国・後期)	<input type="checkbox"/> 聴聞			

# 記載例

令和 年 月 日

大館市長 様

窓口に来られた方	住所 大館市字中城20番地	電話番号 (43) 7042
	フリガナ オオダテ タロウ	明治・大正(昭和)平成
請求者から見た関係	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 直系尊属(父母, 祖父母等) <input type="checkbox"/> 直系卑属(子, 孫等)	
	<input type="checkbox"/> その他( )	
請求者(使う方)	住所 <input type="checkbox"/> 窓 <input type="checkbox"/> 窓	電話番号 ( )
	フリガナ	明治・大正・昭和・平成
どなたの戸籍等が必要ですか	本籍 <input type="checkbox"/> 請求者の住所と同じ <input type="checkbox"/> 窓口に来られた方の住所と同じ	住所ではなく本籍を記載してください。
	筆頭者の氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 請求者本人	抄本(個人)等の場合 <input checked="" type="checkbox"/> 請求者本人
請求者から見た関係	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 直系尊属(父母, 祖父母等) <input type="checkbox"/> 直系卑属(子, 孫等)	
	<input type="checkbox"/> その他( )	
請求の理由	<input type="checkbox"/> 権利行使・義務履行のため <input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関に提出するため <input type="checkbox"/> その他(相続・年金請求等)	窓口に来られた方と請求者との関係が『配偶者』『直系尊属』『直系卑属』の場合や戸籍に記載されている方と請求者との関係が『その他』の場合は、具体的な請求理由を記載してください。
証明書の種類	戸籍 全部事項証明書(謄本) 450円 通	附票 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 個人 200円 通
	戸籍 個人事項証明書(抄本) 450円 1通	記載の必要な住所
	除籍 全部事項証明書(謄本) 750円 通	死亡診断書の写し (月 日届出) 350円 通
	除籍 個人事項証明書(抄本) 750円 通	(請求理由)
	原戸籍 謄本 (昭和・平成) 750円 通	身分証明書 ※ 代理人請求の場合、委任状等が必要です。 200円 通
	原戸籍 抄本 (昭和・平成) 750円 通	届書受理証明書 (婚姻・出生・届) (年 月 日届出) 350円 通
備考	その他( ) 円 通	

※本人確認を実施しておりますので、窓口に来られた方の本人確認資料をご提示ください。

※1【筆頭者】  
婚姻時、自己の氏で婚姻した方が戸籍の筆頭者になります。未婚の方の場合は、父母のうち上記に当てはまる方が筆頭者です。

※2  
【謄本】戸籍に記載されている事項を全て写した証明書。(戸籍に記載のある方全員の証明)  
【抄本】戸籍に記載のある方のうち、指定した一部の方のみに関する証明書。  
【戸籍】現在事項を証明する証明書。一部の方が死亡、婚姻等で除籍されても証明書の種類は戸籍となります。  
【除籍】戸籍に記載のあった方全員が死亡、婚姻等により除籍された状態の閉鎖された戸籍。  
【原戸籍】戸籍を新たな様式に書き換えた際、新しい戸籍ができたことによって閉鎖された戸籍。  
昭和33年の改製と平成19年の改製があります。  
【附票】住所の異動履歴を証明する書類。戸籍に在籍した期間の住所が記載されているので、婚姻前後や改製前後にまたがる履歴を確認したい場合は、複数種類の附票を確認する必要があります。

委任状

上記の請求を、代理人(使者)

\_\_\_\_\_に委任(依頼)いたします。

令和 年 月 日

委任者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

窓口に来られた方が請求者の代理人又は使者(必要な戸籍に記載されている方の配偶者及び直系血族を除く。)である場合は、請求者からの委任状が必要となります。